

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さま、おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番 阪本君、11番 杉本君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（小林 弘君）日程第2 一般質問を行います。

この際、当局より発言の申出がありますので、これを許します。

消防長。

○消防長（福本富雄君）おはようございます。

昨日の11番議員のご質問で、救急車が出場して現場到着する時間は何分かかりますかの質問に対しまして、五、六分とお答えしましたが、実際は約8.3分でありました。なお、全国平均は約8.7分でありますので、当消防本部につきましては少し全国平均より短い時間で現場到着をすることができるということになります。

以上訂正です。申し訳ありませんでした。

○議長（小林 弘君）杉本議員、よろしいでしょうか。

○11番（杉本俊彦君）はい、結構です。

○議長（小林 弘君）ご了承願います。

それでは、本日の一般質問者、7番、18番岡君。

〔18番（岡 弘悟君）登壇〕

○18番（岡 弘悟君）皆さん、おはようございます。

今回の質問は二点です。一点目は、乳幼児・小中学生医療費助成制度について所得制限があるのはなぜかという質問と、二点目は、不必要な押印はどれだけ撤廃されたのかという質問です。

一つ目の大題のほうから読ませていただきます。本市で行われている乳幼児・小中学生医療費助成制度は、子どもの命を守る観点、子育て世代が住みやすいまちという他市との差別化の観点からもすばらしい制度だと思います。しかし、なぜこのような意味合いの施策に所得制限が設けられているのでしょうか。基本的に行政サービスは全ての市民が受けられて当然だと考えます。累進課税の観点から、それ相応の負担を設けることにより個々が同じ行政サービスを受けることができると考え、この所得制限は理解できません。

そもそもこの制度の意味合いは、行政的な観点からはどういったものなのでしょうか。所得制限を設けるべき施策もあるのは理解いたしますが、この制度がそれに当たる理由があるのでしょうか。累進課税の観点、この制度の本質と照らし合わせ、所得制限が設けられていることが妥当という理由をお示してください。

二点目。不必要な押印はどれだけ撤廃されているのでしょうか。本市が行った調査、そして結果をお教えてください。この二点目に関

しては前も同僚議員が質問をされているとは思いますが、自分自身も気になる点が数点ありましてかなり調べたんですけども、かなりの数が撤廃はされているんですけどもまだ少し残っているということで、整理も兼ねて1回、簡単にですけども一般質問をさせてもらおうと思いました。

以上二点です。明確な答弁をよろしく願います。

○議長（小林 弘君）18番 岡君の質問項目1、乳幼児・小中学生医療費助成制度に所得制限があるのはなぜかに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）乳幼児・小中学生医療費助成制度について所得制限があるのはなぜかについてお答えします。

本市の乳幼児医療費助成制度並びに小中学生医療費助成制度は、和歌山県が実施している乳幼児医療費県費補助金交付に本市が独自に対象を中学生まで拡大し実施しているものです。

議員おただしの行政的な観点からのこの制度の意味合いは、乳幼児や小中学生にかかる医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの健康の保持及び増進に寄与し、児童の福祉の向上を図るためです。しかしながら、子どもたち自身に視点を向けると、本制度には世帯の主たる生計維持者の所得額により医療費助成のサービスを受けられる子どもと受けられない子どもがすみ分けされています。

本市の子どもたちへの支援制度の趣旨からしますと、全ての子どもを医療費助成の対象とするのが理想ではありますが、中でも小中学生医療費助成は財源が全額本市負担となっていることから、現状は所得制限を設けてい

るところです。

議員おただしの所得税の累進課税の観点については、一般的に累進課税により所得の再分配が行われており、医療費助成制度の本質である児童の福祉の向上にも充てられています。これに対し、本市が採用している医療費助成制度の所得制限の在り方は、制限額以上に前年の所得が高かった保護者の子どもは、翌年に医療費助成そのものを受けることができません。累進課税制度の観点とこの医療費助成制度の本質との照合は難しいところですが、本市は第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画において、「笑顔とあたたかさを未来へ 子ども・親・地域がともに育ち合うまち橋本」を基本理念とし、それを実現するための基本的な八つの視点の中に、子どもの幸せを第一に考える視点、全ての子育て家庭を支援する視点を設けています。

この医療費助成制度の本質とは何か、原点に戻って考えますと、保護者の所得によらず全ての子どもが平等に医療費助成のサービスを受けられるよう制度を整備することです。所得制限の廃止については第一に財源の確保が必須であるため、第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画の策定期間内において、財政状況も勘案しながら所得制限の撤廃について検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小林 弘君）18番 岡君、再質問ありますか。

18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）ありがとうございます。ここで1回確認しとかないけないことが。答弁を頂いたんですけども、この施策の性質というものは基本的に生活に困っている方々とか、あと、子どもたちに対して医療の提供がなかなかしづらい親御さんに対しての施策ではないということですよ、部長。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）子どもを取り巻く医療費の制度というのはこのほかにもあるんですけれども、やはり一定特殊な、この制度に限っての所得段階を設けておるところです。扶養人数と、それから所得に応じた所得制限というのを設けておるので、一般的には子どもの医療に関して払った医療費に対して支払うものであります。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）ちょっと答弁がかみ合っていないんですけども、説明で頂いていたんでいいんですけどね。話を進めていきますけども、その所得制限に関しても、その所得制限、そのライン上におる方だけとは言いませんよ。その所得制限にかかるか、かからないかの方というのも正直な話、普通に医療費を払えるぐらいの所得の制限のライン引きをしているじゃないですか。その所得制限って、さっきも言いましたけど財政の話でそれをするというのは、僕はおかしいと思いますよ。

ここで1回整理をしとかなあかんことは、累進課税、さっきこの制度に関して反映される、反映されへんというのはよく理解するんやけど、基本的には累進課税をすることによって税金を多く納めようが少なく納めようが、サービスとしては皆同じサービスを受けると。つまり税金を払うのは義務であって、義務を果たせば権利が発生するんでしょ。権利ばかり主張してもしゃあないけど、義務を果たしているのにその権利を受けれてないじゃないですか。

ここでもう一つよく言われるのが、所得の高い方は所得が高いんやから、その方は自分で払えばええやないかという議論も出てくるんですよ。違うっていうの、そこは。だから、累進課税制度によって最初に納めているわけでしょう。先に所得の高い方は、税金で

既に納めているんですよ。それによって本当やったら、一律のサービスを受ける権利があるんですよ。

僕、ここで誤解のないように言うときますけど、何でもかんでも所得制限を設けるなどという話をしとるんじゃないんですよ。例えば、さっきも言いましたけど生活が困難な方への施策とか、そういったちゃんとしたライン引きのあって意図のある施策に関しては、それはそうやと思います。それで累進課税の意味もあるんやから。でも、この施策は基本的にそういう意味合いではないんでしょう。そこを確認したいんですよ。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）おただしのよう、もし貧困の世帯などに対する医療費を補填するという意味でこの医療費制度があるのであれば、例えば非課税世帯に対してもっと支給するでありますとか、この所得制限をもっと低くすべきであると考えます。ただ、この制度の目的自体は、この医療費の給付によって子どもの健康の保持やその医療に関して向上を図るという意味で制度が設けられております。本市の条例にもそのように書いてございます。

ただ、もう一つの意味合い的には、やはり子育て世代がいろいろと経費がかかる。その世代の世帯の経済的な負担を軽減するという意味でも、この医療費給付制度があると考えておるところです。なので、一定この制度に特化した、この制度ならではの制度独自の所得の制限枠というのを設けておるところであると考えています。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）部長、そないおっしゃるんやったら厳しいことを聞くけど、じゃ、そのライン引きって何でその金額なん。何でってなるよ。その方々までの、ライン引きま

での金額の下の方は経済的負担を軽減して、それから上は軽減しないという理由はあるの。さっきも言いましたけど、生活に困っている方とかそういう方に対して、和歌山県で平均年収がこれで、収入がこれで、これぐらいの位置づけでこれより以下の人は生活がしんどいし、子どもがなかなか医療を受けられない状態にあるという理由があるんやったら分かるけど、何でそこまでの人の経済的支援はしてあげて、そのラインより上の方はせえへんという理由はあるの。そのライン引きの理由は何ですか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）小中学生医療が、橋本市が独自に制度が始まったのは、まず平成23年1月に小学生医療が始まりまして、それから平成27年から中学生医療が始まりました。いずれもそれまでに制度としてありました県費の補助半分を頂いています乳幼児医療に基づいておりまして、その制度を引き継いだ形で小学生・中学生まで医療費の給付の制度を拡大した経緯がございます。その県の所得制限というのが旧の児童手当の所得制限に倣って所得制限の枠を設けておりまして、その拡大がそのままスライドした形になっておりますので、現在このような形で制度を継続しておるところです。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）そこがおかしいね。さっきも言いましたけど、現金を支給するとかいうのは所得制限が必要やと思うねん。それはさっきも言うたけど、そういう場合は収入の高い方にまでそういったお金を渡すのは、ちょっと判断が難しいところやと思う。でも、これはサービスでしょう。行政サービスですよ。現金を支給するわけじゃないですよ。行政サービスというのはさっきも言いましたけど、義務を果たしたら受ける権利があるん

でしょう。

現金をもらうかもらえへんかは僕、権利の話をしませんよ。僕、実際現金支給というのはどうなんかなというのも思うところあるし。でも、もし払うのであれば所得制限は必要やと思う。それは僕はそない思う。でも、これに関してそれをスライドさせてしてきたというのは、それはサービスでしょう、これは。行政サービスですよ。それも橋本市で、橋本市の子どもたちの健やかな健康を願ってやっとなですよ。じゃ、所得制限より上の人の健康は願わないのという話になってくるやん。サービスやもん。

だから、所得制限のライン引き自体がまずおかしいんですよ。子ども手当の支給の額に応じてつくったライン引きを、何でサービスに当てはめるの。そもそもこれは橋本市でやっといこうと決めたんでしょ。そしたら橋本市としての考え方は、橋本市全体の子どもたちのためにという話なんでしょ。財政難の話は分かりますよ。その話は後ですけど、そこを分からんと言うとるわけちゃうよ。そこは分かる。でも今は、僕の言うている理屈なんやけどね、これはね。理屈としての話を今させてもうてる。理屈としてはサービスやから、累進課税制度の下であつたらそれがどれだけその施策に反映されているかどうか知らんけど。基本的には受ける権利はあるよね。僕はそこがおかしいと言うんですよ。それはそれで水かけ論になるからもういいけど。

それと財政難の話やけど、僕、理解しているよ、ちゃんとね。それは理解しています。この施策も制度を守るために所得制限があるのも分かっている。ほんで、市長が一生懸命やってくれたのも分かっている。一人でも多くの子どもたちのためにやってくれている。分かっている。理解しています。やらんよりやるほうがええのは分かっている。ないより

あるほうがええのは分かっている。

そしたら、一点気になるのが、僕がここの議場に立たせてもうたときによく言われたんですよ、新人議員のときに。今の副市長に座っている方にね。今の副市長と違いますよ。よく言われたんですよ。スクラップ・アンド・ビルドって。提案したら、「岡さん、新しいものをつくるときはスクラップ・アンド・ビルドなんです。スクラップしてビルドしないと、行政はどんどん仕事が増えて予算も足りなくなるんです。まずそこから考えてくださいよ」というのをよく言われた。「そうですね」って僕も納得して、ずっとここまで来ています。

そしたら、この施策って、これ、部長だけと違うよ。橋本市全体の施策における順位が高いか低いかな話になってくる。健康福祉部だけの話じゃなくて、橋本市として各担当課も含めて、これは順位が高いんですか、低いんですかという話になってくる。その話をまとめてこの施策をどうしていくか、続けていくか、さらに拡大していくかという話になってくる。そのときに出てくるのがスクラップ・アンド・ビルドでしょう。財政難なのは分かる。でも、この施策の重要性というのをどこに位置づけるかによって、スクラップ・アンド・ビルドせな仕方がないね。財政難、財政難という話は分かるんやで。じゃ、自分たちのやっている施策がどの順番に来ているかというのもちろんと考えるとほしい。

僕はこれはすごい大事な施策やと思う。橋本市の思いが詰まった施策やと思っているよ。その中で、財政難やから仕方なくやっています。それは理解する。でも、理解はするけど、じゃ、分かりましたとは言えないんですよ。理屈が僕の中では通ってない。僕もここに立たせてもらって長いから内情も分かっているし、必死でやってくれているのは分かるとる

んです、担当課も市長も。分かっているんですよ。でも、やっぱり所得制限よりも上にかかった人というのは、何も言わないけど、でもやっぱり思うところはあると思いますよ。それが少人数であればあるほどね。だから、僕はそこを考えてほしいんですよ。

だから、スクラップ・アンド・ビルドについてどうお考えなのかお答えください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）スクラップ・アンド・ビルドというのは本当に重要だと思います。今の市長の施策にも、それがいろいろと反映されてきているところではあると思います。平成23年の小学生医療のときも、それから27年の中学生医療のときも、スクラップした財源を基にこの制度を採用していただいたところがございます。

先日から12番議員にも、経済推進部が移住・定住を進めていくのであれば、それを市全体で支えていかなあかんやないかということ言うていただいて、確かにそうやなと思います。その中に、例えばこども園の整備であったりですとか、この医療費もその一つであると思いますので、スクラップして次にビルドしていくというのは重要だと考えております。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）部長も同じ思いというのは理解しているんですよ、ほんまに。できたらそれは市長もしたいと思っているし、部長もしたいと思っているし。あえて所得制限なんか設けてやりたいと思っているわけじゃないのは分かるとるんです。でも、これが始まってから前向いて進んでないでしょう、ずっと。ずっと所得制限がありますよね。僕も大分黙っていた。同僚議員も何度か決算委員会でも質問もされとったし、そういう話も出て、僕もう一んとはずっと思っていたんや

けど。でも基本的にはやっぱりどこかで言わんと、これは前向いて進まないのかなと思って、今日、あんまり言いたくなかったんやけどちょっと言わせてもうてるんやけど。お金がかかるのは分かるし、お金がかかるからこの制度がなくなってしまうというのも本末転倒やから、それは考えていただいたらええと思うんです。

そこでさっき言わせてもうたけど、お金がかかるからやめるかどうかという話じゃなくて、やっぱりこの施策がどれだけ大事かというのを考えて、それで市にとって必要がないのであれば僕はスクラップすればいいと思う。でも、必要であると市が全体として考えるのであれば、僕はほかをスクラップして、これをビルドすべきやと思う。それは行政が判断をしたらいい。僕らが判断することではない。だから、その思いというのが、ここずっとほったらかしになっとったでしょう。お金がないというのは分かるとるんですよ。でも、お金がないという理由で得られるべき権利を得られてない方がおるというのも事実やから、これは言わざるを得んから言わせてもうてる。

その観点からいうてもう少し考えていくべきやと僕は思っているし、部長も分かってくれていると思います。あまり口いっぱいなことを言うつもりはないけど、基本的にはやはり義務を果たしている人にはきっちりと平等なサービスを受けさせてあげてもらいたい。所得制限を設けるのであれば、きっちりとした施策のターゲットを絞って所得制限を設けて、その施策のちゃんとした色合いを出していただきたい。お金がないから子ども手当の所得制限をスライドさせてきたのは分かるけど。それはさっきも言いましたけど、現金を支給されるのとサービスを受けるというのは全く意味合いが違う。そこをきっちり理解して、そしてもう一つ、この施策が本市にとっ

て本当に大事かどうかを市全体で考えていただいて、そしてスクラップ・アンド・ビルドをして予算をつくらせていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）ありがとうございます。小学生医療が始まってから11年、また中学生医療だと7年の日が経過しております。当時は、その制度を県の乳幼児医療制度に合わせて導入していくというのが精いっぱいだったと思うんですけれども、年月の経過によって、やはり環境も変化しておりますし、保護者のニーズも変化しておりますし、財政の状況も当時とはまた変わってきております。そういった意味では原点に戻って考え直していかないといけないところが一点と、それからやはり制度を一つビルドしていくには、先を見ていかなあかんと思うんです。時限付でこの制度を所得制限、例えば5年間だけ撤廃しましょうとか、そういうことも考えられることではあるかもしれないんですけれども、子育てをし続けていく親御さんへの支援という観点からはやはり途中でやめるということは好ましくないと考えますので、5年先、10年先も見据えた財政というのも考えていかないといけないと思いますので、検討をしていきたいというのはその点でお答えをさせていただきました。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）ありがとうございます。これ以上言うても仕方がないからもうええんやけど。こんな一般質問をさせてもうて一番思うのは、必要とあらば予算をつけるんでしょう。もう言いませんよ。多く言いませんよ。でも、必要というたら予算をつけるんでしょう。行政はそうですやんか。そしたら、必要と考えるんやったらつけないかね。あまり言うとも蛇足になるからもうええけど。

取りあえずいい答弁は頂いているので前向きに検討していただいて、一度この所得制限がまず本当にそのラインでいいのか悪いのか。所得制限を設けるか設けれへんかの議論は行政でしていただいて結構なんやで。そのラインをまず考えていただくことと、この施策に関して所得制限はそぐわないというのであれば、やっぱり撤廃していただきたい。じゃ、予算はどうするのという話になったときは、スクラップ・アンド・ビルドしてもらえない。ほかから予算を取ってこられへんのかな。だから、橋本市全体としてこの施策をどうしていくかというのをまず考えて、そして前向きに検討していただくということであるのであればこれ以上言うことはないんで。期待を持ってよろしくお願ひいたしますと思っていますので、またいい答えを待っています。

一つ目の質問は以上です。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、不必要な押印はどれだけ撤廃されたのかに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君）不必要な押印はどれだけ撤廃されたのかについてお答えします。

行政手続きにおける不必要な押印については、国の動向に合わせ、国の法令・通知によるもの、例規等で定めているものなど、押印が必要な根拠を明確にした上で、廃止が可能と判断できるものについて手続きを進めてきました。

市の条例、規則など1,576件を対象に見直しを行ったところ、1,214件について押印の義務づけを廃止できるものと判断し、令和4年2月時点で1,052件を廃止しています。

申請手続きの負担軽減や行政手続きのデジタル化の観点から、今後も押印廃止の手続き

を進めてまいります。

○議長（小林 弘君）18番 岡君、再質問ありますか。

18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）ありがとうございます。僕もいろいろ聞かせてもらってかなりの数が、押印の必要性がないものは撤廃されている。特に個人さんで必要のないものは撤廃されているというのはお聞きして理解しているんですけど。

これを何で僕、質問させてもらったかというと、実は僕、最近納税証明、完納証明を取りに来たんです。そして、会社の完納証明やったんで、「すみません、完納証明を頂けますか」と言うて来たんですけど、「会社の印鑑が要ります」と言われたんですよ。僕、「僕、一応代表取締役なんで、署名だけでいいんじゃないですか」とお聞きしたら、「いや、会社の印鑑が要ります」。「何でですか」と聞いたら、「代表取締役かどうか分からないからです」。判こを押しても分かれへんのかな。判こを押したら代表取締役って分かるのかなと思ながら、これって必要ないんじゃないかなと思って、残っているなと思って聞かせてもらったんですけど。

そういう個人じゃなくて法人の場合、代表取締役の扱いは僕らからしたら、法人の代表と法人は同格なんですよ。基本的にそない考える。基本的に銀行にもそない言われるんやけどね。会社を経営されている方がおっただきたい分かるんやけど。責任は全て代表が背負っとるんで。イコールなんですよ。だから、銀行で融資を借りるときも、会社で借りても連帯保証人は代表でしょう。会社の名前でお金は貸してくれないですよ。必ず連帯保証人というのが必要。それは同格やから。しかも判こを押したから代表って分かるというのも疑問やったから、これはどういうふう

になっていくのかなと思って一般質問をさせていただいたんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）法人の場合ですけれども、代表の方が納税証明等を取りに来られた場合、その方が代表であるということが確認できましたら、社印なりそういうものを必要なく納税証明を発行することができます。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）部長、じゃ、何で判こを押してあったら代表って調べへんの。何で。判こを押してあったら代表って分かるん。僕はそこが疑問なんや。判こがなかったら代表って分かるもんを持ってこいとゆうんやったら、登記簿謄本を持っていったらええんやね。代表の名前も載っているし、免許証を調べたら分かるよ。それは理解する。そこは理解します。じゃ、何で判こを押してあったら代表が誰かというのは調べないの。実印やったら分かるよ。実印で印鑑証明を持ってきてくださいとゆうんやったら僕、同等やと思う。認めでいい判こを押したら代表になるの。確認する必要はないの。僕、その理論がおかしいから話を聞いとるんですよ。じゃ、判こを押したら代表って分かるんですか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）判こを押したから代表と分かるわけではございません。窓口に来られる方が代表である場合もありますし、社員の方が来られる場合もありますので、それは代表であるということを社印が押してあるから断定できることではないですけども。社印を押してあるということは、一定その会社の請求であるということがある程度推定できるということで、そういう形で代表の確認をせずに発行しているというところでございます。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）これで言うている理屈はお互い分かるんですよ。判こを押してもうとったほうが何となく安心、気安心。でもその判こってアマゾンで2日で届くけどね。正直ね。ええんやけど。そんな話、性善説か性悪説かの話をする気はないから。判こを押してもうてるほうが気安心なのは分かります。でも、判こを押してもうてるからいうて何の効力もないでしょう。

一定その方が会社の社員かどうかは分かりますと言うけど、代表が来ない場合は委任状を書いとるんですよ。委任状によってその方が社員というのは証明されてて、その委任状には印鑑。僕はこの議論をするときに、委任状にはやっぱり印鑑を押さなあかんと思う。それこそ誰が書いたか分かれへんし、会社からの担保をするのは印鑑でしかないから、性善説でいかなしやあないなと思うんですよ、そこはね。委任状に関してはね。別にあってもなかったも効力は一緒やけど、何となくやっぱり押しといてもらったほうがええかなと思う。それこそ見てないところで書いてるんやし、誰が書いたか分からんという話になってくるからね。でも、代表が窓口に来とるんですよ。

何でこの話をしたかというたら、僕、実は次の日、粉河税務署に行ってきたんですよ。また別の証明書を取りにね。僕、また印鑑が要ると言われたらちょっと粉河は遠いんで、最初に電話を入れたんです。橋本市にも最初から電話を入れたらよかったんやけど、ついよく来てるんで。そしたら粉河のほうは、「印鑑は要りません」と言われたんです。「代表ですか」と聞かれて、「代表です」。「なら要りません」って。「何で要らないんですか」と言うたら、「代表と法人は同格ですから、本人が来られる場合は必要ないです」。「確認はど

うされるんですか」と言ったら、「免許証で結構です」と。この議論をするつもりはないんですよ。橋本市は代表の名前と住所が載っていないでしょう。確認のしようがないから、そんな議論をしてもしゃあないのは分かっているんです。システム上の違いやからね。そこを僕はどうか言うつもりはないんですけど。でも考え方としては基本的に、税務署の考え方としては押印というものには特段効力がありませんよということでしょう。

ということは、さっきの部長の答弁でいうたら、「代表って確認できたら要りませんよ」、分かります。それは理屈にかなっている。じゃ、判こを押したら代表の確認はしない。その違いが僕にはちょっと理解ができないんですよ。何で判こを押したら代表の確認。判こを押したって代表の確認をせなあかんちゃいますの、ほんなら。どっちもして判こを押しているほうがええというんやったら分かるけど、判こを押したって確認をしないんでしょう。そしたらその判こって必要なんですか。行政からしたら必要ということやね。それだけ重要やと。

僕個人的な考え方で大変申し訳ないんですけど、会社の角印でもええって言われたんですけど、会社の角印って、あれ、領収書にぶつと押すようなものですよ。そんな大して効力はないし。会社の事務所にぶつと置いてあるけど、あんなんでも効力が発生するんやったら、そもそもその印鑑って必要ないじゃないですか。ということは、結局はサインでもいけると僕は思っているんです。僕はね。判こを押してもうたから気安心なのは分かるけど、その判こには基本的には何の効力もない。じゃ、「誰でもかんでも来て、岡さん、サインして持って帰られたらどないしますの」って。公文書偽造ですやん、完全な判こを押して、判この偽物を作って、偽物のサインを押した

って公文書偽造ですよ。公文書を偽造していること自体、それは性善説でいうたらおかしくなって来るから。僕はその判こが要るか要らんかの話。確認の話。じゃ、システム上などないしていったらええんかという話になってくるし大きい話になってくるから、そこまで言うことはないんですけど。判こに対する意識というのが、ちょっとウエートを置き過ぎと違うかなと思うんで質問をさせてもらっているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）税の証明書につきましては非常に会社にとって重要な情報になっておりますので、やはりそれを悪用されることを防ぐというのが担当課の考えであります。そういうことに立って、やはりフリーでお渡しするよりは角印、社印を押していただきますと、個人の認め印に比べて簡単に手に入るものではありませんので、一定の安全性の担保ができるということで、今はそういう形をお願いしているというところでございます。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）議論が平行線になるんやけどね。会社で認め印って作るんですよ。やっぱり会社も認め印って作るんです。実印を押せないからね。銀行印もそんなぼんぼん押せないでしょう。そしたら、僕も何個か認め印を作っているんやけど、さっきも言いましたけどすぐできるんですよ。ほんまに。それを担保にしていること自体危険やんという話に、今度はブーメランで返ってくるから。だから僕、それやったら、判こを押しても代表取締役というのを調べなあかんのちゃいますかという議論にまた戻ってしまうんですよ。判こを押しているから調べないけど担保されているというのは、それは無担保ですよ。何も担保されてない。じゃ、判こを押してな

いから担保されているかといったら、これも無担保ですわ。どっちも無担保なんよ。システムを変えへん限り、この議論ってどっちも無担保なんですよ。僕はそれを言うとするだけです。どっちも無担保な状態やったら判こを押さんほうがええんちゃうという話をしとるだけ。

でも、大事なもので確認も必要やし、印鑑も必要やと言うんやったら、やはりもうちょっとシステムを変えていかなあかんのと違いますか。だって担保されてませんやん、どっちも。どっちも僕からしたらイコールなんですよ、押そうが押すまいが。押しているから担保されているというその理論が僕には理解できない。僕はそこを言うとするんです。だから、どっちも担保されていないものに関して押そうが押すまいが一緒なんちゃうかという議論を僕は言うとするだけで。「いやいや、岡さん、大事なものやからちゃんとせなあかんのです」と言うんやったら、押したってちゃんと代表取締役を調べなあかんと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）納税証明の発行につきましては、他市ではもう印鑑不要というふうに行っているところもあります。それと、市の法人のシステムでも一定代表の方の名前は確認できますので、そういうことも併せまして他市の状況も見ながら、できるだけ押印のほうを廃止する方向で内部で調整していきたいというふうに考えております。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）これ、僕は担当課にとったらしんどい話やと思うんです。理屈は分かるんです。判こを押してもうてるほうが何となく気安心。分かります。サインと印鑑をもうたら何となく気安心なのはね。日本人としては判こ文化の中で育っているから分

かるんですよ。でも、手形法でもそうやけど、手形はうしろに裏書するときに判こを押してなかったって効力は発生するでしょう。じゃ、判こだけ押しとったら効力が発生しますか。しないですよ。そない考えても、基本的に法律でもそういう認め印というものは効力は発生しない。僕らは仕事をしているから手形の裏書するときに、判こを押さんくても効力が発生するのを知っとるんでね。判こを忘れたから効力がないわというようなそんな話じゃない。サインした時点で、それは効力を発生しているんですよ。皆さん知っていると思うけど。

そない考えたら押印の必要性というのをこの部分に関してね。ただ、ないよりはあったほうがええというかな、その理論も分かる。だから、なくすにあたって、担当課として何らかの担保は欲しいと思うんで、その部分に関してはやっぱりシステムをちょっといじらなあかんのかなとは思いますが。何でもかんでもなくして、誰でも取ったらええやんという話をしとるんじゃないんですよ。僕が最初に言いましたけど、押しても押さんでも今のところ同じ担保やでという話をしとるだけ。やったら、押す必要はないやんって。

ただ、なくせだけの話をしとるんじゃないで、じゃ、もっと担保を取らなあかんのやったら、システムもいじって本人確認をするようにしたらええやんというのは僕は思う。それやったら担当課も正直な話、もう一個上の担保を取れますやん。本人確認、免許証で取れるんやったら。そういう部分も含めて見直していかないと、確かに部長がおっしゃるみたいにこれは税金の話なんで、悪用されたら困るんで。誰でもかれでも取ってもうたら困るんで、判こがあったほうが気安心というのは分かるんですけど、僕が言いたかったのは判こがあってもなかつても同じ担保ですとい

う話や。じゃ、どうしたらええの。判こを押さへんようにしてさらなる担保をつくらなあかんのちやいますかということやから、別段何でもかんでもなくせという議論をしているわけじゃないんでね。

僕、粉河税務署へ行ったときにほんまに思ったんですよ。粉河税務署には載っていた。だから、僕は橋本市にも載っていると思ってた。確認したら載ってなかったんですよ。今からシステムを組み替えれといっても難しいから、判こが必要と言うんやったらそれでいいですけど。変な意味で言うるとるんと違うよ、ほんまに。忘れた僕が悪いんやからね。必要というルールの下で必要やったらいいんですけど、ただ僕の考え方からしたら押そうが押すまいが担保は一緒。やったら、判こを押さんと登記簿謄本を取ってくるほうが、信用は高いわね。でも、利便性が悪くなるのね。じゃ、判こを持ってきたほうがええやんかというような議論を繰り広げるのが嫌やから。そうじゃなくて、判こを押さんでもちゃんと確認できるようなシステムづくり。それに費用対効果の関係もあるんで、費用対効果に見合わないと言うんやったら僕は押したらええと思うんですよ、今までどおり。

ただここで言いたいのは、押したからというて何の担保にもなりませんということだけは、いい答弁を頂いているんでこれ以上言いませんけども、ただ僕の考え方としたら、今は何の担保にもなってないということだけは思っています。

二つ目の質問は以上です。

○議長（小林 弘君）18番 岡君の一般質問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩いたします。

（午前10時17分 休憩）